

猫による被害でお困りの方へ

猫よけ器

(超音波発生装置)

お貸しします！

1か月間
2台まで
無料

※乾電池はご自身で用意

●貸出目的… 敷地内に侵入する猫による被害の軽減

☞ お試しいただいた後に、ご自身での購入を検討ください

●貸出対象

- ① 区内在住者
- ② 区内の自治会・町会の方
- ③ 区内のマンション管理組合の方
- ④ 区内に事業所を有する事業者



●貸出期間・台数・費用… 1か月(延長不可)・2台まで・無料

●申請・貸出場所… 生活衛生課の窓口

☞ 台数に限りがあるため事前電話でお問合せください

●申請時に必要なもの… 健康保険証など身分を証明するもの

☞ 事業者は併せて事業所の所在地を確認できるもの

【注意事項】

- ・又貸しは厳禁です。
- ・破損又は紛失した場合は、修理又は同等品をもって弁償していただきます。
- ・返却の際は、きれいに清掃(布等で汚れを拭き取る)してからお戻しください。
※水洗いはしないでください。故障の原因になります。
- ・超音波の発生により子どもや他の動物にストレスを与える場合がありますので、設置の際は「設置場所」や「超音波が届く方向」等に十分配慮してください。
- ・猫よけ器の使用によって借主及び第三者が被った損害に関しては、借主が誠意を持って対応してください。
- ・電源となる乾電池(単一形乾電池4本)は、ご自身で用意してください。

大田区保健所 生活衛生課 環境衛生

住所：〒143-0015 大田区大森西1-12-1 大森地域庁舎6階

電話：03-5764-0670 FAX：03-5764-0711



大田区HPへ